

平成27年度 第6回

魚沼市農業委員会総会議事録

平成27年9月

魚沼市農業委員会

平成27年度第6回魚沼市農業委員会総会委員出欠表

出席 22名 定員 29名
欠席 6名 欠員 1名

(委員)

出	欠	席番	氏名	備考
○		1	中澤正規	
○		2	目黒隆弥	
	○	3	関武雄	
○		4	馬場公雄	
	○	5	八木修司	
○		6	横山史子	
○		8	蕪澤芳子	
	○	9	大島強喜	
○		10	佐藤正喜	
○		11	佐野彰	
○		12	櫻井貞夫	
○		13	櫻井信夫	
○		14	田中正雄	
	○	15	阿達正	
○		16	森山武郎	
○		17	小島祐治	
○		18	桑原正文	
○		19	小岩勇	
○		20	星野貞樹	
○		21	上重正一	
○		22	高橋日出子	
	○	23	小幡悦男	
○		24	橘精一	
	○	25	渡邊弘義	
○		26	渡邊正一	
○		27	梅田隆夫	
○		28	小西正春	
○		29	上村喜久雄	

(事務局)

出	欠	氏名	備考
○		山本健一	
○		星由紀美	
○		高橋智也	

平成27年度 第6回魚沼市農業委員会総会付議事件一覧表

平成27年9月28日

日程	議案番号	付 議 事 件
1		開会宣言 9 時 35 分 報告事項 会務報告 部会報告
2		議事録署名委員の指名について <u>6 番 横山 史子 委員</u> <u>8 番 葦澤 芳子 委員</u>
3	報告第1号 報告第2号 報告第3号	農地貸借の合意解約について 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
4	議案第1号 議案第2号 議案第3号 議案第4号 議案第5号	農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について 農地法の適用を受けない事実確認の決定について 農用地利用集積計画意見決定について
5		その他 閉会宣言 10 時 20 分

平成27年度第6回魚沼市農業委員会総会議事録

平成27年度第6回魚沼市農業委員会総会は、平成27年9月28日魚沼市広神コミュニティセンター3階講堂に招集された。

1. 出席委員は、別紙1のとおりである。
2. 本総会に付議された事件は、別紙2のとおりである。

事務局（星主任）

おはようございます。少し時間を過ぎておりますが、ただいまから総会を始めさせていただきます。

総会に先立ちまして、本日の出席者数をご報告いたします。委員数28名のうち、欠席者は議席番号3番関武雄委員、議席番号5番八木修司委員、議席番号9番大島強喜委員、議席番号15番阿達正委員、議席番号23番小幡悦男委員、議席番号25番渡邊弘義委員の6名です。なお、16番森山武郎委員につきましては、少し遅れるということで連絡いただいております。出席者数22名ということで、魚沼市農業委員会会議規則第7条の規定による定数に達しておりますので、ただいまから平成27年度第6回魚沼市農業委員会総会を開催いたします。

初めに、上村会長からご挨拶をいただきます。お願いします。

(時刻は9時35分)

上村会長
(挨拶)

会 務 報 告

議 長（上村会長）

それでは、日程第1報告事項「会務報告」を議題とします。

事務局（山本事務局長）

配布資料の確認

主要会務報告、主要会務予定について説明

議 長（上村会長）

続いて、部会報告をお願いいたします。

農政部会長（田中正雄委員）

先ほどの主要会務のほかに1点ばかりお願いがあります。10月16日なんですけど、JA北魚沼の大農業祭の準備ということで、今年も小島委員さんから丹精を込めて大きなジャンボかぼちゃを作っていただいたということでもって、こちら結構重いものですから、畑まで取りに行くという準備等がありますので、ご協力いただける方につきましてはよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

広報部会長（葦澤芳子委員）

報告することは特にありません。お願になります。皆さんから農業委員会だより情報提供を引き続きよろしくお願いいたします。

議長（上村会長）

以上報告事項ということで、事務局並びに部会長からあったわけですが、ご質問等ありましたらお願いいたします。

（特になし）

それでは、なければ次に進めさせていただきます。

議事録署名委員の指名について

議長（上村会長）

日程第2「議事録署名委員の指名」について議題といたします。会議規則第14条に掲げてありますので指名させていただきますが、議長に一任いただけますか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議事録署名委員に議席番号6番横山史子委員、議席番号8番葦澤芳子委員の両名を指名いたします。

農地貸借の合意解約について

議長（上村会長）

続いて、日程第3報告第1号「農地貸借の合意解約」について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（星主任）

議案書の2ページをお願いします。

日程第3報告第1号「農地貸借の合意解約」について、今月は6件ですが、詳細については事前配布のとおりです。以上です。

議長（上村会長）

報告第1号について、事務局の説明のとおり事前配布ということでございます。目を通していただいたと思いますが、内容について質問・ご意見等ありましたら、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特になさいますので、お諮りいたします。報告第1号「農地貸借の合意解約」について、届出のとおり承認することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、承認することといたします。

農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議長（上村会長）

続いて、日程第3報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（星主任）

議案書の4ページをお願いします。

日程第3報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について、今月は20件受理し、受理通知書を送付いたしました。整理番号13番の相続人は県外在住ですが、地元の親戚が管理しています。その他は、既に認定農業者へ貸し付けている農地がありますが、相続人は全て魚沼市にお住まいの後継者等に当たるため、今後も継続して耕作されていくものと思います。以上です。

議長（上村会長）

報告第2号について、事務局の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、お諮りいたします。報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について、届出のとおり承認することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、承認することといたします。

農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

議長（上村会長）

日程第3報告第3号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出」について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（高橋主任）

議案書の5ページをお願いします。

日程第3報告第3号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出」について、今月は1件の届出がありました。

整理番号1	申請人	*****		
	申請地	*****	畑ほか1筆	合計180㎡
	転用目的	農機具格納庫		

議長（上村会長）

報告第3号について、事務局の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、お諮りいたします。報告第3号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出」について、届出のとおり承認することによろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、承認することといたします。

農地法第3条の規定による許可申請について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（星主任）

議案書の6ページをお願いします。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」について、今月の申請は売買による所有権移転が3件、贈与によるもの2件、賃借権の設定が2件、使用貸借権の設定に関するもの3件で、合計10件です。

整理番号1 申請地 ***** 田 286 m²
譲渡人 *****
譲受人 *****
権利種類 所有権移転 売買 全体で*****

申請地は、譲受人が賃貸借していた農地ですが、売買の話がまとまり、この度申請があったものです。譲受人は、大型機械等は所有していないため、作業委託等を行っておりますが、経験年数も10年ほどあり、後継者もいるため、今後も効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

整理番号2 申請地 ***** 田ほか1筆 合計 935 m²
譲渡人 *****
譲受人 *****
権利種類 所有権移転 売買 全体で*****

申請地は、自分の所有する田と隣接しており、今後1枚の田として効率よく耕作していくことができるため、売買の申請があったものです。譲受人はトラクター・耕運機を所有しており、そのほかについては作業委託しておりますが、経験年数も十分あり、今後とも効率よく耕作していくことが見込めると考えます。地区担当の小幡委員から問題ないということで報告いただいております。

整理番号3 申請地 ***** 田ほか8筆 合計 1,389 m²
譲渡人 *****
譲受人 *****
権利種類 所有権移転 売買 全体で*****

申請地は*****集落に点在する農地で、譲渡人が遠方で耕作できな

いため、譲受人が新規就農するため申請があったものです。圃場は中山間地に位置する田ですが、既に耕作を任されており、田植え機・耕運機を所有し、バインダーで稲刈りし、天日干しをしております。下限面積につきましては、整理番号6番・7番で賃貸借する農地を含めると30aを超えており、下限面積要件を満たしております。現在は自家用米だけですが、今後は米の出荷もしていきたいと話をされており、規模拡大にも意欲的で、効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

整理番号4 申請地 **** 畑ほか6筆 合計8,476㎡
 譲渡人 ****
 譲受人 ****
 権利種類 所有権移転 贈与

移転の理由は、譲渡人が施設入所で農地を管理できなくなり、この度農地を処分することとなったため、地元に住む譲受人へ贈与するため申請があったものです。譲受人は認定農業者で、地域の担い手として規模拡大にも意欲的で、大型機械等もそろっているため、今後も効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

整理番号5 申請地 **** 畑ほか3筆 合計4,139㎡
 譲渡人 ****
 譲受人 ****
 権利種類 所有権移転 贈与

申請地は、この度草刈・伐採・抜根等の整理が完了し、農地として復元したもので、作付けができる状況になっております。来春に向け、自家野菜の作付けを行いたいと話されておりました。譲受人については、経験年数・労働力・下限面積要件等満たしているため、今後も効率よく耕作していくことが見込めると考えます。地区委員の小幡委員より問題ないということで報告のほうをいただいております。

次の案件につきましては、譲受人が同一のため、まとめて説明をいたします。

整理番号6 申請地 **** 田 1,058㎡
 譲渡人 ****
 譲受人 ****
 権利種類 賃借権設定 5年間 全体で****

整理番号7 申請地 **** 田ほか3筆 合計1,483㎡
 譲渡人 ****
 譲受人 ****
 権利種類 賃借権設定 5年間 全体で****

こちらにつきましては先ほど説明いたしました、譲受人は整理番号3番と同一の方です。新規就農するため、賃借権の設定をするもので、機械の所有状況・下限面積・労働力等については説明したとおりです。今後も効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

整理番号8 申請地 **** 田 1,717㎡
 譲渡人 ****

譲受人 ****

権利種類 使用貸借権設定 5年間

申請理由は、譲渡人が労働力不足等で耕作できないため、****が
水稲・そば作付けということで、経営規模拡大を図るため、申請があった
ものです。なお、一般財団法人への貸し付けということで、一般法人への
貸し付けとなりますので、解除条件付きの使用貸借契約となっております。
本日欠席ですが、地区担当の渡邊委員より問題ないということで報告のほ
うをいただいております。

次の整理番号9番・10番は、農業者年金受給に係る経営移譲の再設定のため、説
明を省略させていただきますが、内容につきましては事前配布のとおりです。

以上、整理番号1番から7番及び9番・10番は、議案書に記載されているとおり
農地法第3条第2項各号に該当していないため、許可要件の全てを満たすと考えま
す。

また、整理番号8番は議案書にあるとおり農地法第3条第2項各号に該当してお
らず、農地法第3条第3項各号にある解除条件などが設定されておりますので、許
可要件の全てを満たすと考えます。以上です。

議 長（上村会長）

議案第1号について、事務局の説明に続いて地区担当委員の調査・補足説明をお
願いたします。

佐藤 正喜委員

整理番号1番ですが、先ほど事務局が説明したとおりでございますが、この件に
つきましては、夏期から何件か出てきておりますし、本人に会って聞いたところ、
こんな感じで契約をしたという形でございます。

櫻井貞夫委員

整理番号3番・6番・7番関連しておりますので、併せて説明させていただきます
。9月8日と20日、****のほうに伺いまして、田それから農業機械等確
認いたしました。説明の内容は、先ほど事務局からあったとおりでございます。＊
****は、東京のほうで公務員をやられてきまして、定年前でしたけれども、こ
ちらのほうにきて農業をやりたいというようなことであります。そういう中で、
今地域の道普請とか、用水関の管理等々積極的にしております。住宅も3、4年前
に新築いたしましたして、さらに農機具の管理をする建物というか、建屋というふうな
話をしてございました。そういうことで、新規就農ということでは可能ということで
判断させてもらいました。

馬場公雄委員

整理番号4番ですが、議案書の送られてくる前に****から電話があつて、
「実は****の田んぼの贈与を受ける。」ということで、私も急に贈与なんて
言われたもので、12日に****に行つて話を聞いてきました。職員の方が立ち
合い入れながら話を聞かしてもらいましたが、「私もここへ入つてあんまり自分が
持っていてはどうしようもない。固定資産税が来るのがどうも困る。」というこ
とで、贈与することにしたということで間違いございませんでした。せがれさんもい

るんですけど、この書類を見せたら別に文句ないということで、贈与ということで、事務局の説明のとおりです。*****も地図の上にある*****と書いてあるところまで全部耕作して入れておりますので、今までどおり、作っていただくところは責任持って耕作するというごさいます。

議 長（上村会長）

整理番号2番・5番・8番につきましては、事務局の報告のとおりでございます。

ただいま事務局並びに地区担当委員の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、採決に入ります。採決は権利の種類ごとに行います。

最初に、所有権移転売買に関する整理番号1番から3番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、所有権移転贈与に関する整理番号4番・5番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、使用貸借権設定に関する整理番号6番から10番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

それでは、異議なしと認め、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」については、整理番号1番から10番まで申請どおり許可することといたします。

農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する 意見について

議 長（上村会長）

続いて、日程第4議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（高橋主任）

議案書の10ページをお願いします。

議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、今月の申請は1件です。

整理番号1	申請地	*****	田ほか2筆	合計 631 m ²
	農地区分	第三種農地		
	申請人	*****		
	申請概要	共同住宅1棟（8戸）	駐車場（12台）	
	転用目的	共同住宅建築敷地		
	判断理由	都市計画法に規定する用途地域、工業地域が定められているため		

申請地は*****地内の農地です。自己所有地に共同住宅1棟（8戸）と12台分の駐車場を建築するため、申請があったものです。

議長（上村会長）

事務局の説明が終わりました。地区担当委員欠席でございますが、事務局の報告のとおりとさせていただきます。

内容について質問・ご意見のある方は、お願いいたします。

（特になし）

特になさいますので、採決に入ります。議案第2号について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、異議なしと認め、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見」については、許可相当の意見を付して県に進達することといたします。

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する 意見について

議長（上村会長）

続きまして、日程第4議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（高橋主任）

議案書の11ページをお願いします。

議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、今月の申請は2件です。内訳ですが、所有権移転売買が2件となっております。

整理番号1	申請地	*****	畑	84 m ²
	農地区分	第二種農地		
	権利種別	所有権移転	売買	*****
	譲渡人	*****		
	譲受人	*****		
	申請概要	宅地	合計	951.98 m ²
	転用目的	宅地拡張（雪捨場）		
	判断理由	申請地は、中山間地に位置する小規模で生産性の低い農地であるため		

申請地は*****地内の農地です。雪処理に困り、個人から法人への所有権移転売買の申請です。

整理番号2	申請地	*****	畑	83 m ²
	農地区分	第二種農地		
	権利種別	所有権移転	売買	*****
	譲渡人	*****		
	譲受人	*****		
	申請概要	宅地	合計	506.72 m ²

転用目的 融雪用水槽及び重機置場建設敷地

判断理由 申請地は、中山間地に位置する小規模で生産性の低い農地であるため

申請地は*****地内の農地です。雪処理場及び重機置場を探していたところ所有者と話がまとまり、申請があったものです。

議長（上村会長）

議案第3号について事務局の説明に続いて、地区担当委員の調査・補足説明ありましたらお願いいたします。

星野貞樹委員

整理番号1番ですが、事務局のとおりです。問題ないと思います。

佐野 彰委員

整理番号2番ですが、9月25日に*****と立会いしまして、事務局の説明のとおり間違いございません。

議長（上村会長）

事務局並びに地区担当委員の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、採決に入ります。採決は番号順に行います。

整理番号1番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

整理番号2番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、異議なしと認め、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」については、整理番号1番並びに2番、許可相当の意見を付して県に進達することといたします。

農地法の適用を受けない事実確認の決定について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第4号「農地法の適用を受けない事実確認の決定」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（高橋主任）

議案書の12ページをお願いします。

議案第4号「農地法の適用を受けない事実確認の決定」について、今月の申請は3件です。

整理番号1	申請地	*****	畑 139 m ²
	新地目	原野	
	申請者	*****	

非農地の原因 昭和の頃から、耕作をしていないため原野化しており、農地として復元することが困難なため。

整理番号2 申請地 ***** 田ほか2筆 合計 1,435 m²
新地目 原野
申請者 *****

非農地の原因 昭和の頃から耕作をしていないため原野化しており、農地として復元することが困難なため。

整理番号3 申請地 ***** 畑ほか3筆 合計 3,949 m²
新地目 山林及び原野
申請者 *****

非農地の原因 20年以上耕作されていないため、山林・原野化してしまい耕作放棄地となってしまった。

議長（上村会長）

議案第4号について、事務局からの説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、採決に入ります。議案第4号「農地法の適用を受けない事実確認の決定」については、説明のとおり承認することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、承認することといたします。

農用地利用集積計画の意見決定について

議長（上村会長）

続きまして、日程第4議案第5号「農用地利用集積計画の意見決定」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（星主任）

議案書の13ページをお願いします。

議案第5号「農用地利用集積計画の意見決定」について説明をいたします。これは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画の意見決定を求めるものです。

利用権（設定） 件数 14件
筆数 66筆
面積 57,926 m²

詳細につきましては、事前配布の通りです。

続きまして所有権移転ですが、議案書19ページをお願いします。

今日は1件となっております。

整理番号 1	所有権を移転する農用地	*****	田	168 m ²
	所有権を移転する者	*****		
	所有権の移転を受ける者	*****		
	売却価格	全体で*****		

以上、利用権設定並びに所有権移転について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を全て満たしていると考えます。以上です。

議 長（上村会長）

議案第 5 号について事務局の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、お願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、採決を行います。議案第 5 号「農用地利用集積計画の意見決定」については、計画どおり決定することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、承認することといたします。

以上、本日の報告並びに議案については、慎重審議をしていただきました。大変ありがとうございました。審議については終了いたします。

その他

議 長（上村会長）

日程 5 「その他」、各団体選任委員から報告等ありましたら、よろしくお願ひいたします。

渡邊正一委員（農業共済）

特にありません。

目黒隆也委員（土地改良区）

今回は特にございませぬ。

議 長（上村会長）

続いて、事務局お願ひいたします。

事務局（山本事務局長）

1 点だけお願ひします。先般もお願ひした農地パトロールの件です。実施をしていただいて、報告書等提出をいただきありがとうございます。中にはまだ未提出の方が見えますので、来週中ぐらいまでにいただくとありがたいなと思ひます。以上です。

議 長（上村会長）

それでは、本日は大変忙しい中、慎重審議をいただきまして大変ありがとうございました。ただいまを持ちまして農業委員会の総会を閉会させていただきますが、この10月につきましては、まだ刈り取り等々が進んでおられないわけでございますけれども、各祭事への参加というようなこと、また食育出前事業というようなことの中での出席をお願いするわけでございます。秋、またいろいろお忙しい面ではございますけれども、ひとつご協力のほどよろしくお願いしたいと思います。また、10月には例年行っております認定農業者との懇談会等々、これについても内容等これから煮詰めさせていきたいと思っております。そういった催しがありますので、ぜひひとつ、ご出席のほどよろしくお願い申し上げまして、本日の閉会とさせていただきます。今日は大変どうもありがとうございました。

（時刻は10時20分）

上記会議の内容は、平成27年度第6回魚沼市農業委員会総会の顛末に相違ないことを認め、署名する。

平成 年 月 日

魚沼市農業委員会

議席番号 番

議席番号 番
